

総 税 企 第 1 1 9 号
社 援 地 発 1 0 0 1 第 9 号
平 成 3 0 年 1 0 月 1 日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

総務省自治税務局企画課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と
税務担当部局との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が連携し効果的に実施されることが重要である。

このため、関係機関との連携の更なる強化を図る観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、

税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

ついては、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局の連携について下記のとおり通知するので、各地方公共団体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法の内容を含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。

具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

地方公共団体の税務担当部局には、地方税の納付相談に来る者など経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、当該生活困窮者自立支援制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図られるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、税務担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない

生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口で確実につなげていくことが必要である。

実際に、自立相談支援機関の相談窓口で生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い福祉事務所設置自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたものである。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体の税務担当部局が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村部の税務担当部局においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、都道府県が設置する自立相談支援機関へ相談に行くことを促すようお願いしたい。